



埼玉県報

第 2 5 4 0 号
平成 2 5 年 1 1 月 1 日
金 曜 日

目 次

告示

- [川口都市計画生産緑地地区の変更\(みどり自然課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [公益事業における争議行為の予告\(勤労者福祉課\)](#)
- [川島町土地改良区の役員就退任届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [豊里東部土地改良区の役員就退任届\(大里農林振興センター\)](#)
- [熊谷中央土地改良区の役員就退任届\(大里農林振興センター\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [軽油引取税に係る特約業者の指定取消し\(自動車税事務所\)](#)
- [県道三芳富士見線の区域の変更\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道三芳富士見線の供用の開始\(川越県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [水道用ポリ塩化アルミニウムの調達に関する落札者等の公示\(水道管理課\)](#)
- [水道用液体塩素の調達に関する落札者等の公示\(水道管理課\)](#)
- [水道用次亜塩素酸ナトリウムの調達に関する落札者等の公示\(水道管理課\)](#)
- [水道用粉末活性炭\(ウェット炭\)の調達に関する落札者等の公示\(水道管理課\)](#)
- [水道用粉末活性炭\(ドライ炭\)の調達に関する落札者等の公示\(水道管理課\)](#)
- [埼玉県立小児医療センター新病院建設工事に関する入札公告\(入札課\)](#)
- [埼玉県立がんセンター新病院の一般医師室ブース及び机セットの調達に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県立小児医療センター寝具類及び肌着、おむつ類賃貸借に関する落札者等の公示\(小児医療センター\)](#)
- [公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター代表者の変更に伴う公安委員会告示\(捜査第四課\)](#)
- [公職選挙法に基づく選挙運動に関する収支報告書要旨の公表\(南第14区\)\(選挙管理委員会\)](#)
- [不在者投票を行うことができる施設の指定\(選挙管理委員会\)](#)

告 示

埼玉県告示第五百二十二号

川口市から川口市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十五年十一月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第五百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十一月一日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルヤ南栗橋店

埼玉県久喜市南栗橋四丁目五番十号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後八時

（変更後）午前九時から午後八時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分から午後八時三十分

（変更後）午前八時三十分から午後八時三十分

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前一時から午後七時

（変更後）午前六時から午後十時

ハ 変更年月日

平成二十五年十月二十二日

二 届出年月日

平成二十五年十月二十一日

ニ 縦覧期間

平成二十五年十一月一日から平成二十六年三月三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年十一月一日から平成二十六年三月三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第五百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十一月一日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルヤ豊春店

埼玉県春日部市上蛭田字深田耕地百五十八番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後九時

（変更後）午前九時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分から午後九時三十分

（変更後）午前八時三十分から午後九時三十分

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前三時から午後七時

（変更後）午前六時から午後十時

ハ 変更年月日

平成二十五年十一月一日

二 届出年月日

平成二十五年十月二十一日

ニ 縦覧期間

平成二十五年十一月一日から平成二十六年三月三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年十一月一日から平成二十六年三月三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第五百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十一月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルヤユリノキ店

埼玉県春日部市豊町四丁目六番一号外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後九時

（変更後）午前九時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分から午後九時三十分

（変更後）午前八時三十分から午後九時三十分

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前三時から午後七時

（変更後）午前六時から午後十時

ハ 変更年月日

平成二十五年十一月一日

ニ 届出年月日

平成二十五年十月二十一日

二 縦覧期間

平成二十五年十一月一日から平成二十六年三月三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年十一月一日から平成二十六年三月三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第五百二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十一月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルヤ蓮田店

埼玉県蓮田市黒浜千六百七十二番地

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後九時

（変更後）午前九時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分から午後九時三十分

（変更後）午前八時三十分から午後九時三十分

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前〇時から翌午前〇時

（変更後）午前六時から午後十時

ハ 変更年月日

平成二十五年十一月一日

二 届出年月日

平成二十五年十月二十一日

ニ 縦覧期間

平成二十五年十一月一日から平成二十六年三月三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年十一月一日から平成二十六年三月三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第五百二十八号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、平成二十五年十月二十五日付けで、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、公表する。

平成二十五年十一月一日

埼玉県知事 上田清司

一 争議行為を行う労働組合

別表に掲げる労働組合

二 事件

年末一時金の獲得等の件

三日 時

平成二十五年十一月五日午前零時から問題解決に至るまでの期間

四 場所

別表に掲げる労働組合の組合員が従事する全職場又は一部の職場

五 概要

救急外来患者及び入院中の重症患者のための保安要員若干名を除く全ての組合員又は一部の組合員による全ての争議行為を行う。

別表

労働組合名	執行委員長 等名	組合員が従事 する職場	所在地
埼玉県民主医療機 関労働組合生協本 部支部	保土田 毅	医療生協さい たま	埼玉県川口市木曾呂千三百 十七
埼玉県民主医療機 関労働組合協同病 院支部	保土田 毅	埼玉協同病院	埼玉県川口市木曾呂千三百 十七

部 埼玉県民主医療機 関労働組合秩父支 部	部 埼玉県民主医療機 関労働組行田支 部	部 埼玉県民主医療機 関労働組合熊谷支 部	部 埼玉県民主医療機 関労働組合かすか へ支部	部 埼玉県民主医療機 関労働組合おおみ や支部	部 埼玉県民主医療機 関労働組合浦和支 部	部 埼玉県民主医療機 関労働組合さいわ い支部	部 埼玉県民主医療機 関労働組合川口支 部	部 埼玉県民主医療機 関労働組合みぬま 支部	部 埼玉県民主医療機 関労働組合歯科診 療所支部
保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅
秩父生協病院	所 行田協立診療	熊谷生協病院	所 かすかべ診療	所 おおみや診療	所 浦和民主診療	所 さいわい診療	川口診療所	介護老人保健 施設みぬま	所 生協歯科診療
一 埼玉県秩父市阿保町一 十	埼玉県行田市本丸十八 三	五十四 埼玉県熊谷市上之三 千八百	十二 埼玉県春日部市谷原二 四	千百十二 埼玉県さいたま市西 区指扇	浦和五十七 埼玉県さいたま市浦 和区北	二十 埼玉県川口市中青木 四一	六 埼玉県川口市仲町一 三十	四十七 埼玉県川口市木曾呂 千三百	十七 埼玉県川口市木曾呂 千三百

合	西部診療所労働組	合		合	部	科支部	め支部	療所支部	支部
	齊藤 明	江原 啓子		成田 一樹	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅
	西部診療所	さくらおとな こども診療所	吹上共立診療 所	北本共立診療 所	南埼玉病院	大井協同診療 所	あさか虹の歯 科	老人保健施設 さんとめ	所沢診療所
七 一	埼玉県川越市天沼新田三百	埼玉県北本市北本団地一 二十七 百二	埼玉県鴻巣市吹上富士見三 一 十九	埼玉県北本市中丸五 六 八	埼玉県越谷市増森二百五十 二	埼玉県ふじみ野市ふじみ野 一 一 十五	埼玉県朝霞市浜崎七百二十 四 二	埼玉県所沢市中富千六百十 七	埼玉県所沢市宮本町二 二 十三 二十四
									埼玉県民主医療機 関労働組合西協同 支部
									埼玉県民主医療機 関労働組合朝霞歯 科支部
									埼玉県民主医療機 関労働組合大井支 部
									埼玉県民主医療機 関労働組合さんと め支部
									埼玉県民主医療機 関労働組合所沢診 療所支部
									埼玉県民主医療機 関労働組合西協同 支部

告示

埼玉県告示第千五百二十一十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、川島町土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十五年十一月一日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	高田康男	埼玉県比企郡川島町大字虫塚二百五十五番地一
同	馬橋 榮	同 同 同 中山千二百二十八番地一
同	道祖土 美登	同 同 同 吹塚二百十八番地
同	野澤 正弥	同 同 同 正直五百五十二番地
同	中島 敏明	同 同 同 上伊草千二百三十四番地
同	森谷 彰	同 同 同 伊草百二十二番地
同	鹿山 健治	同 同 同 平沼百九十六番地
同	野澤 博	同 同 同 宮前四百十二番地
同	町田 章	同 同 同 吉原三百七十七番地
同	原田 裕	同 同 同 出丸中郷千七百二十五番地
同	笹岡 功	同 同 同 出丸中郷四百六十番地一
同	小高 巖	同 同 同 畑中七百七十五番地
同	矢部 春男	同 同 同 三保谷宿二百七十一番地
同	小岩 新治	同 同 同 東大塚二百八十七番地
同	降田 寅二	同 同 同 上小見野八十九番地一
同	岡部 明治	同 同 同 一本木二百二十一番地
同	倉浪 保雄	同 同 同 鳥羽井三百五十九番地
同	吉田 守男	同 同 同 東松山市大字古凍五百六十九番地一
監事	安田 昌生	同 同 同 比企郡川島町大字南園部三百三番地
同	遠山 勝元	同 同 同 安塚二十七番地
同	石原島 恒夫	同 同 同 上貉四百五十四番地
同	笠井 裕一	同 同 同 下大屋敷二百四十五番地
同	小川 保	同 同 同 下八ツ林二百六十五番地
同	横川 通夫	同 同 同 谷中百六十二番地一

二 退任

職名	氏名	住所
理事	高田康男	埼玉県比企郡川島町大字虫塚二百五十五番地一
	飯島長弘	同 同 同 中山二千九十六番地
	利根川章	同 同 同 北園部四百五十八番地
	大森正明	同 同 同 吹塚八百四番地一
	藤崎民夫	同 同 同 上伊草千三百一番地
	細野助男	同 同 同 下伊草百六十四番地
	小久保徳次	同 同 同 平沼六百四十三番地
	岡部孟	同 同 同 釘無百十八番地
	高橋敬一	同 同 同 表五十番地
	間伸進	同 同 同 曲師百十番地
	原田裕	同 同 同 出丸中郷千七百二十五番地
	清水健一	同 同 同 上八ツ林九百二十一番地
	佐藤定夫	同 同 同 下八ツ林三百七十番地
	鈴木一男	同 同 同 牛ヶ谷戸六百二番地
	松崎逸	同 同 同 虫塚四十六番地
	林弘之	同 同 同 加胡九番地一
	岡部明治	同 同 同 一本木二百二十一番地
	磯崎慎一	同 同 同 東松山市大字古凍五百九十六番地一
監事	道祖土美登	同 同 同 比企郡川島町大字吹塚二百十八番地
	遠山勝元	同 同 同 安塚二十七番地
	鈴木健	同 同 同 紫竹百四十八番地
	渡辺寛	同 同 同 同 下大屋敷三百二十四番地

告示

埼玉県告示第千五百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、豊里東部土地改良区から当該役員に就任した者及び退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十五年十一月一日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	本庄八衛	埼玉県深谷市中瀬二百四十五番地一
同	小暮秀男	同 新戒千二百四十八番地
同	中野敏夫	同 千四百四十二番地一
同	小暮文昭	同 千百六十九番地二
同	木村勝宏	同 九百七十番地二
同	村岡幹雄	同 四百八十番地
同	村岡健作	同 四百三十七番地
同	田部井稔	同 二百八十番地一
同	岡邦明	同 二百九十三番地
同	梅沢徹男	同 高島百九十四番地一
同	古郡康夫	同 百九十二番地
同	川田彰	同 成塚七百二十九番地
同	正田暁男	同 四百七十一番地
同	河田三也	同 四百七十七番地
同	小暮隆史	同 中瀬百十二番地
同	石川安男	同 四百三十八番地
同	久保田昭二	同 六百八十八番地一
同	石川富一	同 六百九十二番地三
同	西田宏太郎	同 六百五十三番地一
同	石川進	同 千二百四十三番地
同	栗原栄	同 八百三十九番地二
同	坂本隆	同 千六百五十五番地
同	石川政夫	同 千六百五十番地一
同	岡田良雄	同 戸森百八十九番地
同	吉田光雄	同 高畑五百二十九番地

一一退任

職名	氏名	住	所
理事	本庄 八衛	埼玉県深谷市	中瀬二百四十五番地一
同	西田 宏太郎	同	同 六百五十三番地一
同	村岡 善衛	同	新戒五百九番地
同	古郡 康夫	同	高島百九十二番地
同	島田 和夫	同	新戒千三百四十五番地一
同	木村 勝宏	同	同 九百七十番地二
同	小暮 文昭	同	同 千百六十九番地二
同	村岡 三郎	同	同 四百四十三番地
同	澁澤 正志	同	同 二百八十二番地五
同	岡 邦明	同	同 二百九十三番地
同	川田 進	同	成塚百四十二番地
同	河田 孝二	同	同 四百十四番地
同	河田 三也	同	同 四百十七番地
同	西田 富行	同	高島四百九十七番地
同	西田 美智夫	同	同 五百二十九番地
同	梅沢 徹男	同	同 百九十四番地一
同	小暮 隆史	同	中瀬百十二番地
同	河田 雅計	同	同 四百九十八番地一
同	石川 光一郎	同	同 七百九十一番地二
同	石川 富一	同	同 六百九十二番地三
同	飯野 稔	同	同 千三百二番地十五
同	石川 喜久雄	同	同 千二百三十三番地
同	坂本 隆	同	同 千六百五十五番地
同	石川 政夫	同	同 千六百五十番地一
同	吉田 光雄	同	高畑五百二十九番地
同	岡田 良雄	同	戸森百八十九番地
同	松本 正隆	同	新戒千五百二十番地
同	飯野 博明	同	中瀬千六百四番地三

監事 松本 正隆

同 同

新戒千五百二十番地

同 川田 央士

同 同

成塚八百九番地一

同 飯野 稔

同 同

中瀬千三百二番地十五

同

川

田

央

士

同

同

成

塚

八

百

九

番

地

一

告示

埼玉県告示第千五百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、熊谷中央土地改良区から当該役員に就任した者及び退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十五年十一月一日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	浅見五兵	埼玉県熊谷市玉井千五百十四番地
同	矢田堀房雄	同 上奈良千三百六十二番地
同	鯨井春明	同 玉井千八百十一番地
同	鈴木康夫	同 千六十八番地
同	富岡清	同 中奈良二千三百五十九番地
同	鈴木正一	同 玉井千十九番地
同	富田敏彦	同 千四百六十番地
同	八田堀良男	同 中奈良二千三百三十四番地
同	中島一彌	同 玉井千四百五十三番地
同	腰塚金	同 千四百二十一番地
同	鯨井松雄	同 千七百九十八番地二
同	中島忠行	同 千八百四十三番地二
同	渡辺勝重	同 千八百五十七番地
同	鈴木勇雄	同 千五十七番地
同	鈴木理一郎	同 千二十三番地
同	田口清	同 代千二百三十八番地二
同	小池幹衛	同 高柳四十六番地四
同	持田朝光	同 玉井千百二番地
同	森田竹一	同 久保島千十番地
同	小田洋次	同 千三百五十九番地
同	持田英昭	同 玉井千百十番地
同	鯨井邦夫	同 千八百九番地一
同	持田隆夫	同 千四百八十五番地
同	浅見仲榮	同 千三百九十七番地一
同	新島芳雄	同 新島百五十八番地六

同	並木善明	同	同	玉井七十四番地一
監事	内田享一	同	同	同 百七十七番地
同	石関久男	同	同	同 千四百五十番地
同	持田寛治	同	同	同 千四百一番地
同	鯨井正男	同	同	同 千八百十八番地
同	富田健一	同	同	同 千六百八十一番地一

二 退任

職名	氏名	住	所
----	----	---	---

理事	淺見五兵	埼玉県熊谷市	玉井千五百十四番地
同	矢田堀房雄	同	上奈良千三百六十二番地
同	鯨井春明	同	玉井千八百十一番地
同	鈴木康夫	同	同 千六十八番地
同	富岡清	同	中奈良二千三百五十九番地
同	鈴木正一	同	玉井千十九番地
同	富田敏彦	同	同 千四百六十番地
同	並木甚	同	同 百五十七番地
同	富岡市郎	同	中奈良二千三百七十三番地
同	八田堀良男	同	同 二千三百三十四番地
同	中島一彌	同	玉井千四百五十三番地
同	腰塚金	同	同 千四百二十一番地
同	鯨井松雄	同	同 千七百九十八番地二
同	並木恒雄	同	同 千八百四十八番地
同	中島忠行	同	同 千八百四十三番地二
同	渡辺勝重	同	同 千八百五十七番地
同	鈴木勇雄	同	同 千五十七番地
同	鈴木理一郎	同	同 千二十三番地
同	田口清	同	代千二百三十八番地二
同	藤野茂	同	新島百六十四番地二
同	小池幹衛	同	高柳四十六番地四
同	持田朝光	同	玉井千百二番地
同	森田竹一	同	久保島千十番地
同	小田洋次	同	同 千三百五十九番地
監事	内田享一	同	玉井百七十七番地

同	同	同
鯨	持	石
井	田	関
正	寛	久
男	治	男
同	同	同
同	同	同
同	同	同
同	同	同
千	千	千
八	四	四
百	百	百
十	一	五
八	番	十
番	地	番
地		地

告 示

埼玉県告示第千五百三十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十五年十一月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一一 二 〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

白岡市大字荒井新田一〇五六番一 他二五二筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一二一六立方メートル

告 示

埼玉県告示第千五百三十三号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十五年十一月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇二二 九 一 号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

三郷市仁蔵字深田四六九番 他十六筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一 二 一 三 ・ 三 立 方 メ ー ト ル

告 示

埼玉県告示第千五百三十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十五年十一月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一〇 二〇 〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

美里町大字広木字白屋一―三四番四 他六六筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 四六〇六立方メートル

告示

埼玉県告示第千五百三十五号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十五年十一月一日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇二二 一三 一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

草加市遊馬町字中沼二番一 他四筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一二一〇〇立方メートル

告示

埼玉県自動車税事務所長告示第三号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十五年十一月一日

埼玉県自動車税事務所長 川端雅哉

氏名又は名称	栄商事有限公司
代表者の氏名	榎本栄吉
主たる事務所又は事業所の所在地	埼玉県さいたま市桜区上大久保本村百八十二番地十五
指定取消年月日	平成二十五年九月三十日

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年十一月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月一日

埼玉県川越県土整備事務所長 浅 井 義 明

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 三芳富士見線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>三番六地先まで</p> <p>同市大字鶴馬字名シ久保二六二</p>	<p>富士見市大字鶴馬（元上南畑分） 字下郷三四八三番五地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一三・九</p>	<p>八・一六</p> <p>一三・一</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
	<p>二四三・五</p>	<p>延長 (メートル)</p>
	<p>鶴瀬駅西口土地区画 整理事業による。</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年十一月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月一日

埼玉県川越県土整備事務所長 浅 井 義 明

路線名	県道三芳富士見線
供用開始の区間	富士見市大字鶴馬（元上南畑分）字下郷三四八三番五地先から同市大字鶴馬字名シ久保二六二三番六地先まで
供用開始の期日	平成二十五年十一月一日
備考	延長二四三・五メートル

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年十一月一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年十月二十八日

指令越建セ第二四〇〇八八一号

二 検査済証番号

平成二十五年十月二十九日

越建セ第三四六一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸字上杉戸四百五十九番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字並塚七百三十三番一 フロアーリアーニー二〇一

安永 大樹

告 示

埼玉県公営企業告示第十五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十一月一日

埼玉県公営企業管理者 松 岡 進

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用ポリ塩化アルミニウム 8,848 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 14 番 21 号
- 3 契約期間
平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで
- 4 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県庄和浄水場
埼玉県行田浄水場
埼玉県新三郷浄水場
埼玉県吉見浄水場
- 5 落札者を決定した日
平成 25 年 9 月 19 日
- 6 落札者の氏名及び住所
川口薬品化学株式会社
埼玉県川口市川口五丁目 12 番 34 号
- 7 落札金額
1 トン当たり 19,740 円
- 8 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日
平成25年 8 月 2 日

告 示

埼玉県公営企業告示第十六号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十一月一日

埼玉県公営企業管理者 松 岡 進

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用液体塩素 834 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 14 番 21 号
- 3 契約期間
平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで
- 4 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県庄和浄水場
埼玉県行田浄水場
- 5 落札者を決定した日
平成 25 年 9 月 19 日
- 6 落札者の氏名及び住所
川口薬品化学株式会社
埼玉県川口市川口五丁目 12 番 34 号
- 7 落札金額
1 トン当たり 74,445 円
- 8 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日
平成25年 8 月 2 日

告 示

埼玉県公営企業告示第十七号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十一月一日

埼玉県公営企業管理者 松 岡 進

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用次亜塩素酸ナトリウム 858 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 14 番 21 号
- 3 契約期間
平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで
- 4 納入場所
埼玉県新三郷浄水場
埼玉県吉見浄水場
- 5 落札者を決定した日
平成 25 年 9 月 19 日
- 6 落札者の氏名及び住所
川口薬品化学株式会社
埼玉県川口市川口五丁目 12 番 34 号
- 7 落札金額
1 トン当たり 55,650 円
- 8 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日
平成25年 8 月 2 日

告 示

埼玉県公営企業告示第十八号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十一月一日

埼玉県公営企業管理者 松 岡 進

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用粉末活性炭(ウェット炭) 117トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 14 番 21 号
- 3 契約期間
平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで
- 4 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県庄和浄水場
埼玉県行田浄水場
- 5 落札者を決定した日
平成 25 年 9 月 19 日
- 6 落札者の氏名及び住所
大和化成株式会社 埼玉営業所
埼玉県幸手市大字上吉羽字堤外 1870 番地 17 号
- 7 落札金額
1 トン当たり 446,250 円
- 8 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日
平成25年 8 月 2 日

告 示

埼玉県公営企業告示第十九号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十一月一日

埼玉県公営企業管理者 松 岡 進

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用粉末活性炭(ドライ炭) 76トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目14番21号
- 3 契約期間
平成25年10月1日から平成26年3月31日まで
- 4 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県吉見浄水場
- 5 落札者を決定した日
平成25年9月19日
- 6 落札者の氏名及び住所
キョウワ株式会社
埼玉県久喜市清久町4番地1
- 7 落札金額
1トン当たり 404,250円
- 8 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日
平成25年8月2日

告 示

埼玉県病院事業告示第百号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十五年十一月一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 工事概要等

(1) 工事名

埼玉県立小児医療センター新病院建設工事

(2) 工事場所

埼玉県さいたま市中央区新都心1番2

(3) 工事期間

契約確定の日から平成28年3月29日(火)まで

(4) 設計金額

入札執行後に公表する。

(5) 工事概要

ア 目的

周産期医療体制や救急医療体制の充実、最新医療への対応、耐震性の確保及びさいたま赤十字病院との医療連携を図るため、小児医療センターを整備する。

イ 規模及び構造(小児医療センター部分)

敷地面積 10,031.17m²

建築面積 6,879m²

延べ面積 66,438m²

地下2階、地上13階建て

鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造(免震構造)

病床数 316床

ウ 工事内容

建築工事 一式

電気設備工事 一式

空調設備工事 一式

給排水設備工事 一式

2 落札者の決定方法

本件入札は、埼玉県建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札執行要領(平成8年5月1日施行)に基づき、価格競争方式により落札者を決定する。

3 入札手続の方法等

本件入札は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準(平成17年10月1日施行)に基づき、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)により行う。国土交通省の行うコアシステムによる電子入札に参加した実績を有する者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

なお、入札に関する情報は、次のとおりインターネットホームページに掲載する。

(1) アドレス

<https://ebidwwwjk.ebid.pref.saitama.lg.jp/koukai/do/KF000ShowAction>

(2) 掲載期間

平成25年11月1日（金）から平成25年12月12日（木）まで

4 設計図書等

設計図面、仕様書及び参考数量等（以下「設計図書等」という。）は、電子入札システムに掲載せず、電子データをCD-R又はDVD-Rに記録して貸与する。貸与方法については、次のとおりとする。

(1) 貸与を希望する者は「設計図書等貸与申請書」に必要事項を記入し、次の場所にファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

なお、「設計図書等貸与申請書」を持参した場合は、受理しない。

ア 場所

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号 埼玉県病院局
小児医療センター建設課建築担当 電話048-830-5988（直通） ファクシミリ048-830-4905

イ 受付期間

平成25年11月1日（金）午前9時00分から

平成25年11月21日（木）午後5時00分まで

(2) 貸与の方法

設計図書等貸与申請書に記載された申請者の住所に着払いの郵送又は宅配便により設計図書等を送付する。

(3) 返却

平成25年12月16日（月）までに郵送又は宅配便により上記4(1)アの場所に返却すること。

5 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、下記5(2)に示す期間内に電子入札システムの競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に一般競争入札参加資格等確認資料（以下「確認資料」という。）を添付して、電子入札システム（電子入札システムにより提出できない者にとっては、郵送）により提出すること。また、下記5(3)に示す期間内にその他必要な資料を郵送により提出し、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。なお、提出受付期間の終期日時を過ぎて電子入札システム又は郵送により提出した確認申請書及び提出受付期間の終期日時まで

にその他必要な資料が到着しなかった場合の確認申請書は、無効とする。

確認申請書、確認資料及びその他必要な資料の提出先、提出受付期間及び提出部数は、次のとおりとする。

(1) 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743(直通)

(2) 確認申請書及び確認資料の提出受付期間

平成25年11月5日(火)午前9時から平成25年11月21日(木)午後5時まで

(3) その他必要な資料の提出受付期間

平成25年11月5日(火)午前9時から平成25年11月25日(月)午後5時まで

(4) 提出部数

2部(正本1部及び副本1部。副本は、正本を複写したもので可とする。)

6 入札参加資格の有無の確認

(1) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、資格がある旨は電子入札システム(電子入札システムにより通知できない者にとっては、郵送等)により、資格がない旨は電子メール及び電話により平成25年11月29日(金)にそれぞれ通知する。

(2) 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、平成25年12月4日(水)午後3時までに上記5(1)の提出先に郵送により書面を提出し、入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。再確認の結果は、電子入札システム(電子入札システムにより通知できない者にとっては、郵送等)により通知する。

7 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、下記7(2)に示す期間内に、質問書を電子入札システム又は郵送により提出すること。

なお、質問書、質問内容(題名、説明要求内容)には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。

(1) 郵送による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当

(2) 質問受付期間

平成25年11月5日(火)午前9時から

平成25年11月13日(水)午後3時まで

(郵送の場合は、平成25年11月12日(火)必着のこと。提出期限後に到着し

た質問には回答しない。)

8 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成25年11月20日(水)までに電子入札システム上で掲示する。電子入札システム上に掲示された内容を閲覧できない者には、郵送等で回答するので、次の連絡先に電話すること。

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743(直通)

9 入札執行の日時等

入札執行の日時等は、次のとおりである。なお、変更する場合は、入札参加資格があると認められる者に別途通知する。

(1) 入札書提出期間

平成25年12月10日(火)午前9時から平成25年12月12日(木)午後5時まで

(2) 郵便による入札

入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送による入札書を受け付ける。提出先等は、次のとおりとする。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当

イ 提出方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便によること。

ウ 提出期間

上記9(1)のとおりとする。

(3) 開札日時

平成25年12月13日(金)午前10時30分

10 入札に参加できる者の形態

(1) 単体企業(以下「単体」という。)又は2者若しくは3者による特定建設工事共同企業体(以下「特定企業体」という。)とする。

(2) 単体の場合にあつては、他の特定企業体の構成員となっていないこと。

(3) 特定企業体における運営形態及び代表者の選定については、埼玉県共同企業体取扱要綱(平成25年4月1日施行)第10条第1項第1号及び第6号を除く。)によること。ただし、以下の形態をとることはできない。

ア 本件入札において、複数の特定企業体の構成員となること。

イ 経常建設共同企業体が、特定企業体の構成員となること。

11 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 建設業の許可

単体又は特定企業体における各構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建築工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。なお、下請代金の総額が4千5百万円以上となる場合には、特定建設業の許可を受けている者であること。

(2) 工事成績

単体又は特定企業体における各構成員は、平成23年度及び平成24年度に完成した埼玉県発注工事のうち、建築工事業の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても65点以上の者であること。ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者については、この限りでない。

(3) 経営事項審査における総合評定値

単体又は特定企業体の各構成員は、建築工事業について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。単体又は特定企業体の代表構成員は、その総合評定値が1,600点以上であること。また、特定企業体の代表構成員以外の構成員（以下「その他構成員」という。）は、その総合評定値が1,100点以上であること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、開札日の直近のもの（下記11(6)ウただし書に該当する者にあつては、手続開始決定日以降のもの）であること。

なお、官公需適格組合については、その総合評定値を、平成25・26年度埼玉県建設工事請負競争入札参加資格者格付要領（平成25年4月1日施行）第4のただし書に規定する特例により算出した客観的事項の審査数値と読み替えることができるものとし、その算出に当たっては、審査基準日が開札日の直近のものである経営事項審査における数値を用いるものとする。

(4) 施工実績

単体又は特定企業体の代表構成員は、契約の締結日にかかわらず平成10年4月1日から本件入札の公告日までの間に、延べ面積30,000㎡以上の病院の新築、改築又は増築工事（増築工事にあつては、増築部分の延べ面積が30,000㎡以上のものに限る。）を完成させた実績を有すること。

なお、特定建設工事共同企業体による施工実績は、代表構成員であるときのものに限る。

(5) 配置予定の技術者

ア 単体又は特定企業体の代表構成員の配置予定の技術者は、本件入札の公告

日までに、下記11(5)ア(7)及び(イ)のいずれの工事においても、全工期（準備期間、後片付け期間及び機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間を除く。）にわたり現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事した経験を有する者であること。

(7) 延べ面積20,000㎡以上の建築物の新築、改築又は増築工事（増築工事にあつては、増築部分の延べ面積が20,000㎡以上のものに限る。）。

(イ) 単体又は特定企業体の代表構成員として受注した病院の新築、改築又は増築工事。

なお、その他構成員の配置予定の技術者は、経験を問わない。

イ 入札に参加しようとする者は、建設業法に規定された資格及び上記11(5)アに示す経験を有する者を本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。ただし、下請代金の総額が、4千5百万円以上となる場合は、監理技術者を配置しなければならない。また、請負代金の額が、5千万円以上となる場合に配置する技術者は、専任でなければならない。

ウ 低入札価格調査を経て契約する場合に配置する技術者は、埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領（平成25年6月10日施行。以下「低入札要領」という。）第17条第2号の規定に基づき、請負代金の額にかかわらず専任でなければならない。

エ 低入札価格調査を経て契約する場合は、低入札要領第17条第3号の規定に基づき、主任技術者又は監理技術者とは別に同等の資格を有する技術者（以下「追加技術者」という。）1名を専任で配置すること。特定企業体の場合は、代表構成員のみ追加技術者を配置するものとする。

オ 追加技術者は、現場代理人との兼務は認めない。

カ 専任の配置予定の技術者（追加技術者を含む。以下同じ。）は、当該者が在籍する入札参加者と、上記5(2)に規定する確認申請書の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定の技術者は、営業所（建設業法第3条第1項本文に規定する営業所をいう。）の専任技術者と兼務することはできない。

キ 配置予定の技術者が特定できないときは、複数の候補者を確認資料に記載すること。

ク 本工事の配置予定の技術者が、他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事中又は従事予定で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない。ただし、重複する期間が、他の工事の完成検査終了後の後片付け期間と本工事の準備期間である場合

又は本工事の機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間若しくは他の工事が全面的に一時中止している期間で、確実に本工事に配置することができる場合を除く。

ケ 落札者決定後、CORINS等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

(6) その他の参加資格

単体又は特定企業体における各構成員は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第132条の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始決定又は再生手続開始決定を受けている者を除く。

エ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

カ 経常建設共同企業体でないこと。

12 低入札要領の規定に基づく調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。また、調査後に契約を締結した場合は、下請負業者等との関係において適正な契約とその履行が行われているか追跡調査を行うものとする。

13 低入札要領の規定に基づく失格基準価格

設定する（失格基準価格を下回る入札を行った者は、失格となる。）。

14 低入札要領の規定に基づく工事成績判定基準

設定しない。

15 入札保証金

本工事は入札ボンド制度を導入する工事であり、入札保証金の取扱いは次のと

おりとし、財務規程第134条第2項第3号及び第4号に掲げる履行実績による入札保証金の免除は行わない。

(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の108に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 納付方法

納付書兼領収書送付依頼書（以下「依頼書」という。）に必要事項を記入し、下記15(2)アの提出先にファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。また、依頼書に記載された依頼者の住所に着払いの郵送又は宅配便により送付する納付書兼領収書により納付すること。

なお、依頼書を持参した場合は、受理しない。

ア 提出先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号 埼玉県病院局
小児医療センター建設課建築担当 電話048-830-5988（直通） ファクシミリ
048-830-4905

イ 依頼書提出期間

平成25年11月1日（金）午前9時から平成25年12月10日（火）午後5時まで

ウ 納付期限

平成25年12月12日（木）

(3) 納付の確認

金融機関の出納済印を受けた納付書兼領収書の写しを下記15(3)アの提出先にファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務
部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） ファクシミリ
048-830-4915

イ 提出期限

平成25年12月12日（木）午後5時まで

(4) 次のとおり有価証券等を担保として持参（下記15(4)ア(イ)にあっては、郵送）により提出することにより、入札保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額（下記15(4)ア(イ)にあっては、保証金額）と同額とする。

ア 対象となる有価証券等

- (ア) 利付国債
- (イ) 埼玉県債
- (ウ) 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条の金融機関をいう。以下同じ。）の保証

イ 提出先

利付国債及び埼玉県債については上記15(2)アの提出先に、銀行等の保証については上記15(3)アの提出先にそれぞれ指定した方法により提出すること。

ウ 提出期限

平成25年12月12日（木）午後5時まで

- (5) 次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証券を郵送により上記15(3)アの提出先に同15(3)イに示す期限までに提出した者

イ 銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項の保証事業会社をいう。以下同じ。）との間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証書を郵送により上記15(3)アの提出先に同15(3)イに示す期限までに提出した者

- (6) 入札保証又は入札保証保険の期間は、入札書提出日から平成26年1月31日（金）までの期間を含むこと。

- (7) 落札者以外の入札保証金は、入札の終了後還付するので、納付書兼領収書等により入札保証金を納付した者は、あらかじめ振込先、口座番号等を記載した請求書を用意すること。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときは、入札保証金は、還付しない。また、落札者に係る当該入札保証金は、当該落札者が納付すべき契約保証金に充当する。

16 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付しなければならない。

ただし、低入札価格調査を経て契約する場合の契約保証金の額は、低入札要領第17条第5号の規定に基づき、契約金額の100分の30以上とする。

- (2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、債権金額（下記16(2)ウにあっては、

保証金額)と同額とする。

ア 利付国債

イ 埼玉県債

ウ 銀行等又は保証事業会社の保証

(3) 次のいずれかに該当する者は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他埼玉県病院事業管理者が指定する金融機関と埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者

(4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、契約者がその責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときは、契約保証金は、還付しない。

17 支払条件

(1) 前金払

する(その額は契約金額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。)。ただし、継続費に基づく契約にあっては、その年割額の40%以内とする。

(2) 中間前金払

する(中間前金払を選択した場合に限る。その額は契約金額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。)。ただし、継続費に基づく契約にあっては、その年割額の20%以内とする。

(3) 部分払

する(部分払を選択した場合に限る。)

18 現場説明会

開催しない。

19 契約の締結に係る留意事項

落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要領第2条に規定する入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする。)。

20 入札に関する注意事項

(1) 入札の執行

ア 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 入札に参加する者が1者であっても、入札を執行する。

ウ 入札執行時の入札に参加する者の立ち会いは求めない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

(3) 提出書類

ア 入札金額見積内訳書を電子入札システムによる入札書提出の際に添付すること。なお、電子入札システムにより提出できない者にとっては、入札書と共に提出すること。

イ 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(4) 入札回数

ア 再度入札は、3回までとする。この場合は、電子入札システム上（電子入札システムにより案内できない者にとっては、郵送等）で案内する。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。

(6) 関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) くじ

ア 落札者とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、くじにより、落札者を決定する。

イ くじは、電子入札システムの電子くじを使用する。

ウ 電子入札システムにより入札書を提出できない者は、電子くじに使用するくじ入力番号として、任意の3桁の数字を入札書に記載すること。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者がした入札

イ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

ウ 電子証明書を不正に使用した者がした入札

- エ 電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
- オ 不備のある入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- カ 談合その他不正行為があったと認められる入札
- キ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- ク 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
- ケ やむを得ず紙入札又は郵便入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札

(ア) 入札者の押印のないもの

(イ) 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のないもの

(ロ) 押印された印影が明らかでないもの

(ハ) 記載すべき事項の記入のないもの又は記入した事項が明らかでないもの

(ニ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

(ホ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの

(ヘ) 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの

(ト) 入札書が指定の日時までに指定の場所に到着しなかったもの

コ その他公告に示す事項に反した者がした入札

(9) その他の注意事項

ア 一度提出した入札書の書換え、引替え又は撤回は、することはできない。

イ 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

21 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 手続における交渉の有無

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約後の技術提案

工事請負契約締結後、請負人は、設計図書等に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書等の変更について、発注者に提案することができる。

(5) 埼玉県建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札参加者心得（平成13年3月30日施行）を熟知の上、埼玉県公共工事等電子入札運用基準（平成17

年10月1日施行)に基づき入札に参加すること。

- (6) 提出された確認申請書、確認資料及びその他必要な資料は、返却しない。
- (7) 落札者は、確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (8) この入札及び契約においては、消費税及び地方消費税の合計税率8%を適用する。

このため埼玉県ホームページ等で公表している入札・契約事務関係文書(要綱、要領等を含む)における消費税及び地方消費税の合計税率5%を8%に読み替えて適用する。

22 この公告に関する問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743(直通) ファクシミリ048-830-4915

23 Summary

(1) Nature of Services Required:

Construction Work at the New Saitama Prefectural Pediatric Care Center

(2) Submission period for confirmation documents and materials:

9:00 a.m. Tuesday, November 5, 2013 through 5:00 p.m. Thursday, November 21, 2013

(3) Submission period for other important or necessary documents:

9:00 a.m. Tuesday, November 5 through 5:00 p.m. Monday, November 25, 2013

(4) Bidding submission period by electronic bidding system or registered mail:

9:00 a.m. Tuesday, December 10 through 5:00 p.m. Thursday, December 12, 2013

(5) Date and time of bidding:

10:30 a.m. Friday, December 13, 2013

(6) Contact information:

Large-Scale Construction Projects Group

Bidding Services Division

Department of General Affairs

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1 Urawa-ku

Saitama-shi, Saitama-ken

330-9301 JAPAN

Phone: 048-830-2743

Fax: 048-830-4915

告 示

埼玉県病院事業告示第百一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十一月一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
一般医師室ブース及び机セット 68組
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県病院局経営管理課 入札担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 13 番 3 号
- 3 落札者を決定した日
平成 25 年 10 月 7 日
- 4 落札者の氏名及び住所
石山商工株式会社
埼玉県熊谷市問屋町四丁目 2 番 7 号
- 5 落札金額
11,497,500 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 25 年 8 月 23 日

告 示

埼玉県立小児医療センター病院長告示第二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十一月一日

埼玉県立小児医療センター病院長 中 村 讓

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立小児医療センター寝具類及び肌着、おむつ類賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立小児医療センター事務局管財担当 埼玉県さいたま市岩槻区大字馬込
2 1 0 0 番地
- 3 落札者を決定した日
平成25年8月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ヤマシタコーポレーション 埼玉県熊谷市問屋町2丁目2番14号
- 5 落札金額
100,776,133円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成25年7月19日

告 示

埼玉県公安委員会告示第225号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条の3第1項の規定により都道府県暴力追放運動推進センターとして指定している公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターから、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成25年11月1日

埼玉県公安委員会委員長 上 岡 悦 子

変更に係る事項	変更前	変更後	変更しようとする年月日
代表者の氏名	須田 健治	岡村 幸四郎	平成25年11月5日

告 示

埼玉県選管告示第百六号

平成二十五年四月十四日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（南第十四区）につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出された候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を、同法第百九十二条第一項及び第二項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十五年十一月一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成25年4月14日執行 埼玉県議会議員補欠選挙（南第14区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

11,860,800 円

- 3 報告書の要旨

候補者氏名	松本 文	所属党派	GOING TO 県議会	期間	6月6日から 第2回分 6月6日まで
出納責任者氏名	池田 亜佐子				

収入

主たる寄附

(氏名・団体名) (職業) (寄附額)

0 円

支出

人件費	0 円
家屋費	0 円
選挙事務所費	0 円
集合会場費	0 円
通信費	3,287 円
交通費	0 円
印刷費	0 円
広告費	0 円
文具費	0 円
食糧費	0 円
休泊費	0 円
雑費	0 円

その他の収入 3,287 円

今回計 3,287 円

総計 647,890 円

今回計 3,287 円

総計 1,247,890 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	平成25年6月11日	第2回報告分
----------	------------	--------

告示

埼玉県選管告示第百七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十五年十一月一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
老人ホーム	社会福祉法人 京悠会 特別養護老人ホーム 真和の森	埼玉県所沢市下富千二百六番地の一
老人ホーム	社会福祉法人 畏敬会 特別養護老人ホーム レーベンホーム戸田	埼玉県戸田市中町一丁目二十九番地の五